

差別解消を目指す条例検討調査特別委員会

「都道府県等における差別の解消に関する条例について」

目 次

第1	差別全般の解消に関する条例	3
1	人権尊重条例	3
(1)	制定状況の概観	3
(2)	構成の概観	3
(3)	特徴的な規定等	4
2	川崎市人権オンブズパーソン条例	10
(1)	条例制定の経緯等	10
(2)	条例の内容	11
(3)	実績等	12
3	鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例の経緯等	13
第2	新型コロナウイルス感染症等に係る差別等の解消に関する条例	16
1	制定状況の概観	16
2	各条例の差別解消に関する規定内容	17
第3	インターネットによる人権侵害の解消に関する条例	22
1	制定状況の概観	22
2	群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例（仮称）の素案	23
第4	部落差別の解消に関する条例	24
1	制定状況の概観	24
2	類型ごとの条例の構成等	25
(1)	特定業種等規制型条例	25
(2)	調査等規制型条例	27
(3)	部落差別解消推進法準拠型条例	28
(4)	(2)と(3)のハイブリッド型条例	29
第5	女性・性に関する差別の解消に関する条例	31
1	男女共同参画推進条例について	31
(1)	制定状況の概観	31
(2)	三重県男女共同参画推進条例	31
(3)	男女共同参画推進条例における女性・性差別の解消に関する規定	33
2	性的指向及び性自認に関する条例について	38
(1)	制定状況の概観	38
(2)	性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）	39
3	性暴力・性被害の解消に関する条例について	40

第6	外国人に対する差別の解消に関する条例	42
1	制定状況の概観	42
2	各条例の概要	42
(1)	大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例	42
(2)	東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例	44
(3)	神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関する条例	44
(4)	川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例	45
(5)	大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例	48
第7	その他の差別の解消に関する条例	51
1	障がいを理由とする差別の解消に関する条例	51
2	子どもに対する差別の解消に関する条例	52
3	犯罪被害者等の支援に関する条例	53

第1 差別全般の解消に関する条例

1 人権尊重条例

(1) 制定状況の概観 (参考資料1参照)

差別全般の解消に関する条例については、平成8年に「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」が制定されて以来、令和2年11月1日現在で、都道府県及び政令指定都市においては、三重県を含む13都府県及び3市で、同様の人権尊重の社会を目指す条例（以下「人権尊重条例」という。）が制定されている。奈良県の条例が議員提出条例であるほかは、いずれも知事又は市長提出となっている。

最近の動きとして、令和2年10月には、秋田県の佐竹知事が、新型コロナウイルス感染者などを巡る差別が社会問題となる中、今後、包括的な差別解消を掲げた条例の制定を目指すことを表明している¹。

なお、市町村レベルでも人権尊重条例は多く制定されており、三重県においても、いなべ市以外の28市町で制定されている。

(2) 構成の概観

13都府県及び3政令指定都市の人権尊重条例は、おおむね、県等の地方自治体をはじめとする各主体の責務規定や、人権施策を推進するための仕組みとなる方針・計画の策定規定、審議会・協議会の設置規定を中心とする構成となっており（参考資料2参照）、いわゆる「理念条例」といえるものが多い。

「前文」、「目的」、「県（都・府・市）の責務」、「県民（都民・府民・市民）の責務・役割」については、全ての人権尊重条例において規定が設けられている。「事業者の責務」や「市町（村）の責務」、「市町（村）との協働等」について規定する人権尊重条例もある。

ほとんどの人権尊重条例が、人権施策を推進する仕組みとして、「方針・計画の策定」と、その方針・計画の策定に当たっての諮問等を任務とする「審議会・協議会の設置等」について規定している。また、いくつかの人権尊重条例では、「施策の実施状況の公表」、「体制の整備」、「財政上の措置」等の人権施策の実効性を高めるための規定も設けている。

多くの人権尊重条例は、具体的な人権施策については「方針・計画」に委ねる構成となっているが、「教育及び啓発」、「実態の把握・情報の収集・調査研究」、「相談窓口の設置及び相談者への支援」、「顕彰」等の具体的な人権施策について条例に直接規定しているものもある。

¹ 令和2年10月29日付け毎日新聞朝刊（群馬県地方版）

近年、制定された東京都及び川崎市の人権尊重条例においては、上記のような人権全般に関わる内容のほか、独立した章を設けて、「多様な性の理解の推進」や「外国人差別（ヘイトスピーチ）の解消」という個別の人権分野に関する規定を設けている（それぞれの具体的内容については、「第5 女性・性に関する差別の解消に関する条例」2(1)及び「第6 外国人に対する差別の解消に関する条例」2(2)・(4)参照）。

なお、「人権が尊重される三重をつくる条例」については、他県等と比べて制定が最初期であったこともあってか、「前文」、「目的」、「県の責務」、「県民等の責務」、「県と市町との協働」、「基本方針」、「三重県人権施策審議会の設置」及び「審議会の組織等」の全7条で構成される比較的シンプルな構成となっており、具体的な人権施策の内容については基本方針に委ねる形となっている。

(3) 特徴的な規定等

① 前文・目的

「前文」や「目的」において、条例が課題と捉える人権問題・人権侵害等の例示をしていることが多く、「人権が尊重される三重をつくる条例」では「目的」（第1条）で「同和問題、子ども、女性、障がい者及び高齢者等の人権に関する問題」が例示されている。各県等の人権尊重条例の「前文」及び「目的」における人権問題・人権侵害等の例示の状況は、次の表のとおりであり、各条例において特色がみられる。

都道府県等名	「前文」及び「目的」における人権問題・人権侵害等の例示
大分県	社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障がい、疾病等による不当な差別その他の人権侵害
栃木県	人種、信条、性別、社会的身分、門地等による不当な差別その他の人権侵害
福井県	同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に対する人権侵害に関する問題
和歌山県	社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別等を理由としたあらゆる人権侵害や不当な差別
滋賀県	社会的身分、門地、人種、民族、信条、性別、年齢、障害、疾病等により人権の享有が妨げられること
愛媛県	社会的身分、門地、人種、信条、性別等による不当な差別その他の人権侵害

大阪府	社会的身分、人種、民族、信条、性別、障害があること等に起因する人権侵害
高知県	女性、子ども、高齢者、障がい者、HIV感染者等、外国人などに対する人権侵害の問題
奈良県	部落差別をはじめとして、女性、障害者、その他の社会的弱者への差別
鳥取県	同和問題、女性の人権に関する問題、障害者の人権に関する問題などの人権に関する問題
川崎市	本邦外出身者に対する不当な差別的言動、インターネットを利用した人権侵害などの人権課題
堺市	人種、民族、国籍、信条、性別、社会的身分、門地又は障害があること等による人権に関する多くの課題
大阪市	社会的身分、門地、民族、信条、性別、障害があること等に起因する人権に関する様々な課題

「前文」について、特徴的な例として、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機に条例が制定されたという経緯もあり、「いかなる種類の差別も許されないというオリンピック憲章にうたわれる理念」に触れ、「東京都は、(……) 様々な人権に関する不当な差別を許さないことを改めてここに明らかにする」と踏み込んでいる。

また、「堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例」は、「前文」及び「目的」において、「人権を尊重するまちづくり」とともに、「平和を尊重するまちづくり」を推進することを掲げている。

② 定義

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」では、定義規定を設け、「不当な差別」について、「人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別」と定義している（第2条第1号）。²

なお、川崎市以外の人権尊重条例では、差別の解消自体を目的とする条例ではないこともあってか、定義規定は設けられておらず、個別の条文で

² なお、いわゆる「ヘイトスピーチ」である「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」についても定義をしている（第2条第2号）。（「第6 外国人に対する差別の解消に関する条例」2(4)参照）

も「差別」や「人権侵害」、それらに類する用語についての定義は設けられていない。

③ その他の総則規定

その他の総則規定部分で特色のあるものとして、まず、「大分県人権尊重社会づくり推進条例」が次のような「基本理念」規定(第2条)を設け、その後に規定される「県の責務」、「県民の責務」、「事業者の責務」及び「顕彰」の前提となっていることが挙げられる。

(基本理念)

第2条 人権が尊重される社会づくりの推進は、すべての人が自己決定を尊重され、自己実現を追求できる社会、すべての人が差別及びその結果生じる不合理な較差の解消に取り組む社会並びにすべての人が多様な価値観と生き方を認め合う社会の実現に寄与することを旨として行わなければならない。

他分野の理念的な政策推進条例の場合、このような「基本理念」規定を設けるケースが多くみられるが、人権尊重条例の場合は、先行した鳥取県等の条例が「基本理念」規定を設けていなかったもので、広まらなかったのではないかと考えられる。

また、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が、罰則等を伴う「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止」(「第6 外国人に対する差別の解消に関する条例」2(4)参照)とは別に、罰則等の担保がない理念的なものではあるが、次のように、包括的な「不当な差別的取扱いの禁止」規定を設けていることが注目される。

(不当な差別的取扱いの禁止)

第5条 何人も、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、出身、障害その他の事由を理由とする不当な差別的取扱いをしてはならない。

なお、「人権が尊重される三重をつくる条例」も類似の規定として、「県民等の責務」として、「県民等は、(……)、相互に人権を尊重し、人権を侵害してはならない」と規定している。他の人権尊重条例では、「県民(都民・府民・市民)の責務」や「事業者の責務」において、このような人権侵害や差別の禁止の要素は盛り込まれていない。

④ 人権施策を推進するための仕組み等

「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」では、「人権施策基本方針との整合」（第5条）という規定を設け、「県は、県行政のあらゆる分野における施策の策定および実施に当たっては、人権施策基本方針との整合に努める」こととしている。

「福井県人権尊重の社会づくり条例」及び「滋賀県人権尊重の社会づくり条例」では、人権施策の実施状況の審議会への報告義務が規定されている。また、「大分県人権尊重社会づくり推進条例」及び「和歌山県人権尊重の社会づくり条例」では、人権施策の実施状況の公表義務が規定されている。

「福井県人権尊重の社会づくり条例」では、「県の責務」として、「県は、人権施策を総合的に推進するための体制を整備し、および必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努める」ことを規定している（第2条第2項）。また、「大阪府人権尊重の社会づくり条例」でも「府の責務」で「人権尊重の社会づくりを積極的に推進するための体制を整備する」ことに触れている（第2条第2項）。

⑤ 具体的な人権施策に関する規定

具体的な人権施策に関する規定としては、「教育及び啓発」に関するものが最も多く、高知県、佐賀県、奈良県、川崎市、堺市及び大阪市の条例で規定されている。例えば、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」では、次のように規定している。

（人権教育及び人権啓発）

第7条 市は、不当な差別を解消し、並びに人権尊重のまちづくりに対する市民及び事業者の理解を深めるため、人権教育（人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号）第2条に規定する人権教育をいう。）及び人権啓発（同条に規定する人権啓発をいう。）を推進するものとする。

次に、人権施策を実施する上での基盤となる「実態の把握・情報の収集・調査研究」については、大分県、和歌山県、川崎市及び大阪市の条例が規定している。例えば、「大分県人権尊重社会づくり推進条例」では、次のように規定している。

（調査研究）

第11条 知事は、人権尊重施策の策定及び実施に関して、県民意識の把握その他の必要な調査研究を行うものとする。

「相談」に関する規定は、鳥取県及び大阪市の条例で規定されている。例えば、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」では、次のように規定している。

(人権に関する相談)

第6条 知事は、人権尊重の社会づくりを推進するため、人権相談窓口（県民の人権に関する各般の問題につき、相談に応じるとともに、相談をした者（以下「相談者」という。）への支援を行うための窓口をいう。以下同じ。）を設置する。

2 知事は、人権相談窓口において人権に関する相談を受けたときは、専門的知見を活用しながらその相談に応じるとともに、その当事者の相互理解と自主的な取組による解決を促進するため、次に掲げる支援を行うものとする。

(1) 相談者への助言

(2) 国、県、市町村等が設置する相談機関（人権に関する相談、助言、苦情処理等を専門的に行う機関をいう。）その他の関係機関（以下単に「関係機関」という。）の紹介

(3) 関係機関と連携した相談者の支援

(4) その他相談者及び関係機関に対する必要な支援

3 知事は、前項の支援を円滑に行うため、関係機関との緊密な連携の確保に努めるものとする。

4 前3項に定めるもののほか、人権相談窓口の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

「高知県人権尊重の社会づくり条例」では、「県の責務等」において、次のように「県内における人権に関する実態についての定期的な公表」（第2条第2項）及び「人権侵害に当たる行為をしたものに対する知事の必要な指導及び助言」（第2条第3項）について規定している。

(県の責務等)

第2条 (略)

2 知事は、人権意識の高揚を図るため、県内における人権に関する実態について定期的に公表するものとする。

3 知事は、人権侵害に当たる行為をしたものに対して、必要な指導及び助言をすることができる。

「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」では、「人権侵害による被害に係る支援」として、次のように規定している。

(人権侵害による被害に係る支援)

第8条 市は、インターネットを利用した不当な差別その他の人権侵害による被害の救済を図るため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

その他の具体的な人権施策に関する規定としては、「人権問題に関する情報の提供」(大阪市人権尊重の社会づくり条例第4条)、「人権擁護を推進する事業」(堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例第4条第3号)、「差別をなくす運動月間及び人権週間」(大分県人権尊重社会づくり推進条例第8条)、「顕彰」(大分県人権尊重社会づくり推進条例第8条及び堺市平和と人権を尊重するまちづくり条例第4条第2号)、「事業者を支援する施策」(大分県人権尊重社会づくり推進条例第10条)が挙げられる。

2 川崎市人権オンブズパーソン条例

(1) 条例制定の経緯等

人権尊重条例のほかに、注目すべき差別全般の解消に関する条例として、「川崎市人権オンブズパーソン条例」が挙げられる。

「川崎市人権オンブズパーソン条例」は、市民が人権の侵害に関する相談及び救済の申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができるよう必要な体制を整備し、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権の侵害からの救済を図るための制度として「川崎市人権オンブズパーソン」を設置するものである（第1条）。

川崎市では、平成2年から市政に対する苦情の処理や市政の監視を行う第三者的機関として、「川崎市市民オンブズマン」を条例により設置していたところであるが、平成12年から平成13年にかけて、個別の人権保障のための条例である「川崎市子どもの権利に関する条例」及び「男女平等かわさき条例」が制定されたことを受け、人権救済の専門オンブズマン制度の検討が開始され、平成13年に「川崎市人権オンブズパーソン条例」が制定され、平成14年から制度の運用が開始された³。

「川崎市人権オンブズパーソン制度」は、「川崎市子どもの権利に関する条例」及び「男女平等かわさき条例」に基づくものと位置付けられたことから、人権オンブズパーソンが管轄するのは子どもの権利の侵害と男女平等にかかわる人権の侵害に限定されている（第2条第1項）⁴が、他の地方自治体における人権救済機関は、子どもなら子ども、性差別なら性差別というように、単一の分野しか扱わない機関が多い中、川崎市の人権オンブズパーソンの所轄範囲は相対的に広範であるところに特色があるとされている⁵。

また、川崎市の人権オンブズパーソンは、行政による人権侵害に対する救済と私人間の人権侵害に対する救済を一括して担う点も特色とされており、

³ 川崎市「川崎市人権オンブズパーソン10年のあゆみ～人権が尊重される地域社会をめざして～」(平成24年)

⁴ 管轄を子どもや男女平等に関する人権に限ったのは、全ての人権救済のための機関をつくるとすれば、その体制づくりには更なる時間と費用が必要であり、また国や県の制度整備を待たなければならないものも存在し、短期間のうちに制度をスタートさせることは非常に困難であるとの判断もあったとのことである。(久禮義一、平峯潤「人権に関する事例紹介(1):川崎市人権オンブズパーソンについて:平成20年の報告書を中心に」『関西外国語大学人権教育思想研究』第13巻(平成22年))

⁵ 前掲注4文献

行政による人権侵害については、より強い調査権限と救済権限を発揮できることになっている⁶。

(2) 条例の内容⁷

人権オンブズパーソンは、定数2人、任期3年（1期に限り再任可）の機関で、市長が議会の同意を得て委嘱することとなっている（第8条）。

人権オンブズパーソンの職務は、人権侵害に関する相談、助言、調査、調整、勧告などを行うことであるが（第3条）、前述のとおり、その所轄は性差別やセクハラ、DVなどの「男女平等にかかわる人権の侵害」と、いじめや虐待などの「子どもの権利の侵害」という2つの分野に限られている（第2条）。

上記2分野に関する人権侵害を受けた市民⁸は、人権オンブズパーソンに救済の申立てを行うことができ、また、人権侵害を受けた当事者でなくとも、人権侵害を察知した第三者が、市民に代わって申立てを行うこともできる（第13条・第14条）。

申立てを受けた人権オンブズパーソンは当該事案に関する調査を行うことになるが、第三者による申立ての場合は、人権侵害を受けた当事者の同意を得なければならない（第15条第1項・第2項）。なお、人権侵害の発生から3年以上経過した事案等については、原則として調査を行わないこととなっている（第15条第3項）。

また、具体的な申立てがなくとも、人権オンブズパーソンが自己の発意に基づいて調査を行うことも認められる（第16条）。

調査の方法は、質問、事情聴取、書類の閲覧、実地調査などであるが、市の機関に対しては、これらの調査に応じることを要求できるのに対し（第18条第2項）、それ以外の者については、調査への協力を求めることができるということにとどまっている（第21条第1項）。

調査の結果、人権侵害の事実が認められたときは、人権オンブズパーソンがその是正を働きかけていくことになるが、この場合でも、相手が市の機関である場合とそれ以外の者である場合とで手法に違いがある。市の機関が対象である場合には、人権オンブズパーソンは是正措置の勧告や制度改善を求める意見表明を行うことができる（第19条第1項・第2項）。勧告や意見表明を受けた市の機関はこれを尊重しなければならず（第19条第3項）、特に勧告については、その勧告に基づいてとった措置に関する報告が求め

⁶ 前掲注4文献

⁷ 本項目の内容については、主に前掲注4文献に依拠した。

⁸ 市内に在学・在勤する者を含む。

られている（第19条第4項）。他方、市の機関以外の者が対象である場合には、人権オンブズパーソンは人権侵害の是正のためのあっせんやその他の調整を行うことになる（第21条第3項）。

これらのあっせんや調整は任意的なものであり、一切強制性を有しないが、相手が事業者であり、事業活動において頻繁な又は重大な人権侵害が行われたにもかかわらず事業者が改善の取組を行っていないと認めるときは、是正その他の必要な措置を要請することができる（第22条第1項）。対象となった事業者が正当な理由がなくその要請に応じない場合は、市長に対し、その旨の公表を求めることも可能である（第22条第2項）。

こうした手法を通じて、人権オンブズパーソンは個別的な人権侵害の解決を図っていくことになるが、個別的な事案とは関係なく、地域における人権問題の解決に向けた意見公表を行う権限も付与されている（第24条）。

（人権オンブズパーソンの活動の流れについては、[参考資料3](#)参照）

(3) 実績等

川崎市の人権オンブズパーソンは、救済を求めてきた1人1人が自らの力で以前の姿を取り戻すまで、いわばソーシャルワーク的手法で寄り添うという運用が行われていることが特徴とされている⁹。管轄外の問題であっても、適宜相談を受け、その内容にふさわしい相談機関を紹介するなど相談者の立場に立った対応に努めているとのことである¹⁰。

実績として、令和元年度の新規の相談受付件数は212件で、子どもの相談が118件（相談受付件数全体に占める割合 55.7%）、男女平等の相談が18件（同8.5%）、その他相談が76件（同35.8%）であった。救済の申立て受付件数は7件で、全て子どもに関するものであった。救済の申立てがあった事案については、救済活動として、申立て事由に関する実態調査を行い、その結果をもとに関係者等との面談などを積み重ね、本人や関係者、関係機関等との合意形成を慎重に行っているとのことである¹¹。

川崎市の人権オンブズパーソンの課題としては、人権オンブズパーソンの人数や事務局体制が必ずしも十分とはいえないという点が指摘されている¹²。

⁹ 前掲注3文献

¹⁰ 川崎市人権オンブズパーソン「川崎市人権オンブズパーソン令和元年度報告書」（令和2年）

¹¹ 前掲注10文献

¹² 前掲注4文献

3 鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例の経緯等¹³

全国初の総合的な人権救済条例とされる「鳥取県人権侵害救済推進及び手続に関する条例」(以下「鳥取県条例」という。)(条例本文については、参考資料4参照)が平成17年に制定された。

鳥取県条例は、次の行為¹⁴を「人権侵害」と定義(第2条第1項・第3条)し、これらを禁止する規定を設けていた(第3条)。

- ①人種等を理由として行う不当な差別的取扱い又は差別的言動
- ②特定の者に対して行う虐待
- ③特定の者に対し、その者の意に反して行う性的な言動又は性的な言動を受けた者の対応によりその者に不利益を与える行為
- ④特定の者の名誉又は社会的信用を低下させる目的で、その者を公然とひぼうし、若しくは中傷し、又はその者の私生活に関する事実、肖像その他の情報を公然と摘示する行為
- ⑤人の依頼を受け、報酬を得て、特定の者が有する人種等の属性に関する情報であつて、その者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるものを収集する行為
- ⑥身体の安全又は生活の平穏が害される不安を覚えさせるような方法により行われる著しく粗野又は乱暴な言動を反復する行為
- ⑦人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、又は誘発する目的で、当該不特定多数の者が当該属性を有することを容易に識別することを可能とする情報を公然と摘示する行為
- ⑧人種等の共通の属性を有する不特定多数の者に対して当該属性を理由として不当な差別的取扱いをする意思を公然と表示する行為

そして、議会の同意を得て知事が任命する5人の委員から構成される「人権侵害救済推進委員会」(第4条～第15条)に対して、人権侵害救済又は予防の申立て(第17条)がなされたときは、同委員会には必要な調査を行わなければならないこととされ(第18条)、事案関係者に対して聴取、情報提供等の協力を求めることができる(第19条)こととされていた。正当な理由なく当該協力を拒むなどした者には、5万円以下の過料を科す規定も設けられていた(第28条第2項)。

¹³ 本項目の内容については、主に、中村英樹「地方公共団体によるヘイトスピーチへの取組みと課題」『法学セミナー』通巻736号(平成28年) に依拠した。

¹⁴ ①、⑦及び⑧は、いわゆる「ヘイトスピーチ」を含む行為類型である。

委員会は、調査の結果に基づき、人権侵害による被害救済や予防が必要と認めるときは、以下の措置を講ずることが規定されていた（第21条）。

- ①被害者等に対する助言や斡旋等の援助
- ②加害者等に対する説示や啓発等の指導
- ③被害者等と加害者等の関係の調整
- ④人権侵害についての告発

さらに、公然と繰り返される差別的言動等の重大な人権侵害が行われたと認める場合には、以下の措置を追加的に講ずることが規定されていた（第24条第1項）。また、加害者が正当な理由なく勧告に従わないときは、その旨を公表することができることも規定されていた（第24条第3項）。

- ①加害者等に対する人権侵害中止の勧告
- ②加害者等に対する人権啓発に関する研修等への参加の勧奨

鳥取県条例は、当時の片山善博知事が提案した条例案をもとに、議員提出条例として制定されたものである。しかし、条例案提出直後から県弁護士会はじめ内外からの批判や問題点の指摘が相次いだため、鳥取県は条例の施行を凍結し、有識者らによる「人権救済条例見直し検討委員会」を設置して見直し作業を行った。検討委員会は、県内の人権侵害に関する実態調査を行った上で、人権問題を包括的に扱い準司法的手続までも含む条例では適切な運用が期待できないと結論付け¹⁵、次の4つのモデルを示して、県に新たな制度設計を求めた。

- ①公務員による人権侵害に限定した人権救済条例
- ②子どもの人権救済条例
- ③差別行為に限定した差別禁止条例
- ④相談機能、紹介機能、施策提言機能を充実する案

これを受けて、鳥取県条例は平成21年4月に廃止され、その後、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」を改正して「人権に関する相談」を位置付け、

¹⁵ 当事者団体等への聞き取り調査の結果、多くの被害者は決して準司法機関による強制的な救済を望んでいるというのではなく、人権関係の専門家にとにかく話を聞いてもらいたいという希望が強かったという。（大田原俊輔「鳥取県人権条例をめぐる経緯と課題」『障害者問題研究』第36巻第1法（2008年））

相談による支援を充実させた「人権尊重の社会づくり相談ネットワーク」による取組が行われている。

なお、鳥取県条例に対してなされた批判として、例えば、日本弁護士連合会からは、以下のような指摘があったとのことである¹⁶。

- ① 人権侵害救済推進委員会について、委員の任命、予算の編成、事務局の職員の選任、規則の制定がほとんど知事の権限とされており、その行政からの独立性に不十分な点がある¹⁷。行政機関による人権侵害を実効的に処理するためには、委員の任命は外部委員も含めた選任委員会を議会に設置し、公聴会を開催するなど、当該委員会の知事からの独立性を確保することが重要である。
- ② 人権侵害の概念が曖昧である。たとえば、「身体の安全又は生活の平穏が害される不安を覚えさせるような方法により行われる著しく粗野又は乱暴な言動を反復する行為」などはあまりに曖昧かつ漠然としすぎている。また、刑法 230 条の 2 の「公共の利害に関する事実が真実で、その目的が専ら公益を図る目的であったと認められる場合」の除外もなく、「ひぼう、若しくは中傷」にあたるとして人権救済の対象にすることは、メディアのみならず、市民団体、一般市民の表現の自由を侵害し、その表現活動を萎縮させるおそれがある。
- ③ その一方で、救済の対象とされる人権侵害が限定列挙されており、その範囲が極めて狭いという問題がある。そのため、本条例によれば、留置場・拘置所における被疑者の外部交通の侵害、刑務所における懲罰、これらの施設における医療拒否や医療体制の不備などを理由とする人権救済申立が対象から除外されるおそれがある。救済の対象となる人権の範囲としては、憲法及び日本が批准した国際人権法に規定する全ての人権を含むことを明記すべきである。
- ④ 公権力による人権侵害に対する救済が、極めて不十分である。公権力による人権侵害に関しては、当該関係行政機関の長の判断のみにより調査協力の要請を拒むことが認められている。これでは、公権力による人権侵害に対して十分な救済をはかることは到底できない。人権侵害を行った行政機関が自ら調査を拒否できるとすることは極めて不合理である。

¹⁶ 日本弁護士連合会「「鳥取県人権侵害救済及び手続に関する条例」に関する会長声明」（平成 17 年）

¹⁷ ただし、地方自治法の規定上、条例レベルでは独立行政委員会のような完全な独立性を備えた機関を設置することはできず、人権救済機関であっても首長の附属機関として設置せざるを得ないという制約はある。

第2 新型コロナウイルス感染症等に係る差別等の解消に関する条例

1 制定状況の概観（参考資料5参照）

令和2年の新型コロナウイルス感染症の拡大により、新型コロナウイルス感染症の感染者や医療従事者等に対する差別や誹謗中傷の事例が顕在化したことを受け、令和2年4月に「都民及び事業者の責務」として新型コロナウイルス感染症の患者等に対する不当な差別的取扱いの禁止を規定した「東京都新型コロナウイルス感染症対策条例」が制定されたことを皮切りに、新型コロナウイルス感染症等に係る差別等の解消に関する規定を盛り込んだ条例が各地で制定されている。令和2年11月1日現在で、都道府県においては、8都県で制定され、三重県及び和歌山県において制定に向けて検討が進められている。なお、同日時点で政令指定都市では制定事例はないが、市町村レベルでも同様の条例を制定する事例が散見される。

2 各条例の差別解消に関する規定内容（参考資料6-1参照）

多くの条例は、新型コロナウイルス感染症や感染症一般についての感染拡大防止対策を中心とするものであり、その中で、新型コロナウイルス感染症の患者及びその家族、医療従事者等に対する新型コロナウイルス感染症への罹患等を理由とする不当な差別的取扱い等を禁止するなどの規定を設けている。次の表のとおり、各条例によって、「誰が」、「誰に」、「どのような理由で」、「どのようなことをしてはならないのか」にバリエーションがある。また、いずれの条例も不当な差別的取扱い等の禁止等に違反した場合の罰則や氏名の公表等の制裁的措置は規定していない。

県名	誰が	誰に	どのような理由で	どのようなことをしてはならないのか
愛知県	何人も	新型コロナウイルス感染症の患者及びその家族、医療従事者等	新型コロナウイルス感染症への罹患又はそのおそれ等を理由として	人権が損なわれることがないように留意しなければならない
徳島県	何人も	新型コロナウイルス感染症の患者及び医療従事者並びにこれらの家族並びに事業者のみならず全ての者	新型コロナウイルス感染症に感染し、又は感染しているおそれがあること、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として	不当な差別的取扱い、誹謗中傷 ^{ひぼう} その他の権利利益を侵害する行為をしてはならない
茨城県	何人も		新型コロナウイルス感染症にり患していること、り患しているおそれがあること等を理由として	不当な差別的取扱いをしてはならない

鳥取県 ¹⁸	何人も		新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染したおそれがあること、新型コロナウイルス感染症の感染を防止するための対策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として	インターネット等を通じた誹謗中傷、著しく拒絶的な対応、不当な差別的言動その他の心理的外傷を与える言動又は不当な差別的取扱いをしてはならない
沖縄県	県民及び事業者	新型コロナウイルス感染症等の患者、医療従事者、来訪者等	新型コロナウイルス感染症等により患していること又はり患しているおそれがあることを理由として	不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない
岐阜県	何人も	感染症の患者、医療従事者等	感染症のり患、そのおそれ等を理由として	不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない
長野県	県民等	新型コロナウイルス感染症等の患者及びその家族、医療機関に勤務する者、県の区域に滞在する者、事業者をはじめ、何人に対しても	新型コロナウイルス感染症等により患していること又はり患しているおそれがあること、新型コロナウイルス感染症等の感染を防止するための対策を適切に講じていないおそれがあること等を理由として	不当な差別的取扱い又は誹謗中傷をしてはならない
東京都	都民及び事業者	新型コロナウイルス感染症の患者等、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型コロナウイルス感染症に関連する者	り患していること又はり患しているおそれがあることを理由として	不当な差別的取扱いをしてはならない

¹⁸ 鳥取県は、別途、新型コロナウイルス感染症の患者及びその家族のプライバシー侵害禁止規定も設けている（第10条第2項）。

三重県	事業者及び県民	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の患者及びその家族等 ・医療の提供の業務又は県民の生活及び経済の安定に寄与する業務に従事する者等 ・上記のほか、いかなる団体又は個人に対しても 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症にかかっていること又はかかっていると疑われることを理由として ・感染症の発生及びまん延に起因して生じるいわれのない理由によって ・感染症の発生及びまん延に起因して生じる国籍、性別、職業、居住地等のいわれのない理由によって 	差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない
和歌山県			新型コロナウイルス感染症に感染したこと又は感染したおそれがあること、新型コロナウイルス感染症の感染防止策を講じていないおそれがあることを理由に	インターネットへの投稿や発言、落書きなどあらゆる方法により、誹謗中傷等を行ってはけません

特色ある規定として、「茨城県新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はまん延の防止と社会経済活動との両立を図るための措置を定める条例」では、事業者の新型コロナウイルス感染症に関する差別の解消のための従業者に対する教育等の努力義務（第14条第3項）、県民の県や事業者による差別解消のために必要な措置への協力の努力義務（第14条第4項）が規定されている。

また、次の表のとおり、差別の解消のための啓発等の措置や被害者支援等の具体的施策を規定する県もみられる。

県名	具体的施策
徳島県	新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及、差別的取扱い等の禁止に関する啓発その他必要な措置を講ずる
茨城県	新型コロナウイルス感染症に関する知識の普及、不当な差別的取扱いの禁止に関する啓発その他の必要な措置を講ずる
鳥取県	(予算の範囲内で、) 新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識の普及啓発及び誹謗中傷を被った者に対する支援その他の必要な措置を講ずる
三重県	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症に関する正確かつ適切な情報を積極的に公表 ・教育活動及び啓発活動を通じて、正しい知識の普及を図る

令和2年11月1日現在、まだ策定途中ではあるが、「和歌山県新型コロナウイルス感染症に係る誹謗中傷対策に関する条例(仮称)」は、都道府県では初めてとなる新型コロナウイルスに関する誹謗中傷対策に特化した条例であり、骨子案(参考資料6-2参照)によると、「誹謗中傷等の禁止」について定めるほか、「県の責務」、「県民・事業者の責務」、「特定電気通信役務提供者の責務」、「誹謗中傷等への取組」、「教育及び啓発」、「相談体制の充実」を規定することとしている。

特に、インターネットを利用した^{ひぼう}誹謗中傷への対応として、「特定電気通信役務提供者」いわゆる^{ひぼう}プロバイダの責務規定を設け、県及び市町村が実施する施策への協力を求めるとともに、誹謗中傷等の情報を確認した場合には、削除など必要な取組を行うことを求めることとしていることが注目される。

また、「誹謗中傷等への取組」として、

- ①インターネットを利用して誹謗中傷等を行った者に対して、誹謗中傷等を行わないよう促すとともに、誹謗中傷等の情報を削除するよう促し、それに従わない場合に勧告を行うこと
- ②発言や落書きなどにより誹謗中傷等を行った者に対して、誹謗中傷等を行わないよう促し、それに従わない場合に勧告を行うこと
- ③市町村に対して、インターネットを利用して誹謗中傷等を行った者に対して、誹謗中傷等を行わないよう促すとともに、誹謗中傷等の情報を削除するよう促すこと等を依頼することを規定すること

を規定することとしていることが特筆される。

令和2年11月定例会に議案として提出される予定の「三重県感染症対策条例（仮称）」については、中間案の段階ではあるが、「基本理念」で「感染症対策は、（……）、感染症の患者及び医療従事者等に対する差別その他の権利利益を侵害する行為は許されない」ものであるとの認識の下に、これらの者の人権を尊重しつつ推進されなければならない旨を規定するとともに、差別等が生じないようにすることも理由の一つとして「情報の公表」規定を設け、また、丁寧に場合分けをした網羅的な「差別等の禁止」を規定し、具体的施策として、教育活動及び啓発活動を通じた正しい知識の普及についても規定するなど、他県の条例と比べて新型コロナウイルス感染症等に係る差別等の解消に向けた規定が相対的に充実していると考えられる。ただし、鳥取県の条例に規定されている「被害者支援」や、新型コロナウイルス感染症に関する誹謗中傷等の対策に特化した和歌山県の条例案で規定される予定の「インターネット上の誹謗中傷等に対する削除要請及びそれに従わない場合の勧告」や「相談体制の充実」については中間案には盛り込まれていないところである。

第3 インターネットによる人権侵害の解消に関する条例

1 制定状況の概観

近年、インターネットによる人権侵害は深刻化しているが、削除等の手続は「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（プロバイダ責任制限法）が規定しており、また、そもそもインターネットは地方自治体の区域に限定されることのないものであるため、地方自治体がインターネットによる人権侵害への対応としてできることには限界があり、削除申請の支援等にとどまると考えられる。そういうこともあり、インターネットによる人権侵害の解消に関し、なんらかの規定を設けている条例は少なくとも都道府県・政令指定都市レベルではほとんど見当たらないのが現状である。

その中で、「岡山市電子掲示板に係る有害情報の記録行為禁止に関する条例」（[参考資料7](#)参照）は注目すべき事例である¹⁹。これは、インターネット上の電子掲示板に被差別部落の地名などが書き込まれているのが見つかった事件をきっかけとして、平成14年に岡山市が制定したものである。この条例は、「不当な差別を助長するおそれがあると認められる情報」などの有害情報を岡山市が管理する電子掲示板に書き込むことを禁止し、違反者には5万円以下の過料を科すこととしている。制定の趣旨としては、広くインターネット上の有害情報には岡山市の管理は及ばないため、これを条例等で規制することはまったく実効性をもたないが、岡山市が管理する電子掲示板であれば、岡山市が責任をもって対応でき、有害な情報の記録を禁止するための条例を定めることによって、インターネットの正しい利用を促進し、人権意識の高揚に寄与できると考え、また、このような取組が他へ波及していくことも期待したとのことである²⁰。ただし、現在は、本条例の対象となる岡山市の電子掲示板は廃止されており、本条例は実質的に機能していない。あくまでインターネットがあまり普及しておらず、地方自治体が独自に電子掲示板を設けていた時代特有の条例であったといえる。

このような中、群馬県で「群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例（仮称）」の制定に向けた検討が進められていることが注目される。群馬県によると、インターネット上の誹謗中傷等の被害者を支援する条例は全国初とのことである²¹。この条例の素案の内容については、2で詳述する。

¹⁹ 本条例の説明については、主に前掲注13文献に依拠した。

²⁰ 岡山市ウェブサイト

²¹ 令和2年6月24日付け産経新聞朝刊

2 群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例（仮称）の素案（参考資料8参照）

「群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例（仮称）」の素案によると、本条例は、「前文」、「目的」、「定義」、「県の責務」、「県民の役割」、「連携協力」について定めるほか、基本的施策として、①被害者の心理的負担の軽減を含めた相談体制の整備、②県民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策を2本柱としている（第6条）。また、「県民の理解の増進」や「財政上の措置」についても定めている。

「前文」では、インターネットの特性について、恩恵と危険性に触れ、県民が被害者にも加害者にもなることなく、自由に情報を収集し、発信でき、安全で安心な社会を実現することを目指すことを述べている²²。

「定義」においては、「誹謗中傷等」について、「インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害等当該者の権利を侵害する情報（以下この項において「侵害情報」という。）、侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが当該者に著しい心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信すること」と定義している。また、「被害者」については「誹謗中傷等により平穏な日常生活又は経済活動等を害された者」と定義しており、民法上の不法行為が成立する被害に限定せずに幅広く「被害者」を捉えている²³。ほかに、「行為者²⁴」、「インターネットリテラシー」についても定義している。

相談体制については、被害者の不安、被害者に生じた不利益等の解消や、被害者が抱える心理的負担の軽減に対応するために整備するものとし、具体的な取組として、①必要な情報の提供及び助言、②専門的知識を有する者の紹介を明記している（第7条第1項）。また、インターネット上で発信した情報に関して不安を抱える者の相談も受けることとしている（第7条第3項）。

インターネットリテラシーの向上については、県民の年齢、立場等に応じて学ぶ機会を提供することとし、具体的な取組として研修会、講演会等の開催、教材等の制作、情報提供等を明示している（第8条第1項）。また、青少年に対する施策実施に当たって、学校教育との連携や保護者の理解を得ながら取り組むことを規定している（第8条第2項）。

²² 群馬県「群馬県インターネット上の誹謗中傷等の被害者支援等に関する条例（素案）の各規定に係る群馬県の考え」（令和2年）

²³ 前掲注22文献

²⁴ 「被害者を発生させた者」（第2条第3項）のことだが、被害者を発生させるのは、侵害情報に限らないため、加害者という表記は避けるとしている（前掲注22文献）。

第4 部落差別の解消に関する条例

1 制定状況の概観（[参考資料9](#)参照）

部落差別の解消に関する条例の制定については、大きく2つの流れがある。

1つ目は、1980年代から1990年代にかけて制定された部落差別に係る調査等を規制することを主目的とした条例である。これは、昭和50年に発覚した部落地名総鑑差別事件を究明していくなかで、部落差別身元調査を行ったり部落地名総鑑を作成・販売したりしている興信所や探偵社などの調査業者の差別の実態が明らかになったことを受け、地方自治体に対する規制の働きかけが行われた結果、昭和60年に「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」が制定されたことを皮切りに、熊本県、福岡県、香川県及び徳島県で制定されたものである²⁵。

2つ目は、国において、「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が平成28年に制定されたことを受けて、同法で「地方公共団体の責務」²⁶（第3条第2項）が規定されていることも踏まえ、平成31年以降に部落差別の解消を推進するために新規に制定されたり、既存の条例を改正したりしたものである。具体的には、奈良県及び和歌山県において新たに制定されるとともに、福岡県及び熊本県において既存の部落差別に係る調査等の規制等に関する条例が改正されている。

部落差別の解消に関する条例は、その制定経緯や構成（各条例の構成の比較については、[参考資料10](#)参照）により、大きく4つの類型に分けられる²⁷。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) <u>特定業種等規制型条例</u>…大阪府(2) <u>調査等規制型条例</u>…徳島県、香川県(3) <u>部落差別解消推進法準拠型条例</u>…和歌山県、奈良県(4) <u>(2)と(3)のハイブリッド型条例</u>…熊本県、福岡県 |
|---|

なお、和歌山県、奈良県、大阪府については、差別全般の解消に関する人権尊重条例も制定しつつ、個別分野である部落差別の解消についても条例を制定しているということになる。

また、(3)以外の類型の条例では、規制的措施を伴うことから、「解釈及び運用」、あるいは「適用上の注意」という規定を設けている。

²⁵ 友永健三『部落解放を考える—差別の現在と解放への探求』（平成27年、解放出版社）154頁

²⁶ 地方公共団体は、部落差別の解消の推進に関する法律の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとされている。

²⁷ 議会事務局による整理。

2 類型ごとの条例の構成等

(1) 特定業種等規制型条例

特定業種等規制型条例に分類されるのは「大阪府部落差別事象に係る調査等に関する条例」のみである。もともと部落差別に係る調査等を規制することを主目的とした条例の先駆けとなった条例であるが、興信所・探偵社業者や土地調査等を行う者という特定の業種等を規制するという観点が強く、他の部落差別に係る調査等の行為を規制することを主目的とした条例（(2)の調査等規制型条例）とは構成が大きく異なることから、独立した類型として位置付けている。

本条例は、地方自治体が差別事案発生の防止のために必要最小限の自主規制を施したものであるとされ、直罰主義を避け、行政的、法的な段階規制による人権侵害の防止を主眼としているとされている²⁸が、営業停止命令やその命令違反等に対する罰則を定めているなど、部落差別の解消に関するものだけでなく、幅広い差別解消に関する条例の中でもかなり規制の度合いが大きいものだと考えられる。

具体的な内容としては、「同和地区²⁹」、「興信所・探偵社業³⁰」、「興信所・探偵社業者³¹」及び「土地調査等³²」について定義を行い、各主体の責務規定を設けた上で、興信所・探偵社業者に対する規制と土地調査等を行う者に対する規制について定めている³³。

²⁸ 高野眞澄「差別撤廃条例制定の動向と課題」『部落解放研究』第109号（平成8年）

²⁹ 歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。（第2条第1号）

³⁰ 府の区域内において、他人の依頼を受けて、個人調査、法人調査その他いかなる名目の調査であるかを問わず、特定の個人についてその信用、資産、経歴、素行その他の個人に関する事項を調査し、かつ、報告する営業をいう。（第2条第2号）

³¹ 興信所・探偵社業を営む者をいう。（第2条第3号）

³² 府の区域内の土地の取引に関連して事業者が自己の営業のために土地に関する事項を調査し、又は報告することをいう。（第2条第4号）

³³ 制定当初は興信所・探偵社業者に対する規制のみを定めていたが、平成19年以降、土地差別調査事件が発覚してきたことに伴い、平成23年に改正され、土地差別等を行う者に対する規制も加えられることとなった。（前掲注25文献167頁参照）

興信所・探偵社業者に対する規制としては、興信所・探偵社業者を組織する団体による自主規制（第5条）、興信所・探偵社業者を営もうとする者の届出（第6条）、営業に関する遵守事項³⁴（第7条）、帳簿等の備付け（第8条）、遵守事項違反の場合の指示（第9条第1項）及びその指示に従わない場合の営業停止命令³⁵（第9条第2項）を定めている。また、知事の指導及び助言（第10条）や報告の徴収等（第11条）も規定している。さらに、営業停止命令違反、報告の徴収等に係る違反、届出違反、帳簿等の備付け違反について、それぞれ罰則を設けている（第18条～第20条）³⁶。

土地調査等を行う者に対する規制としては、その遵守事項³⁷を定め（第12条）、それに違反した場合の知事による勧告（第15条）を規定している。また、知事による指導及び助言（第13条）や報告の徴収（第14条）についても定めている。そして、報告の徴収に係る要求に正当な理由なく応じなかったときや、勧告に従わなかったときの事実の公表³⁸を規定している（第16条第1項）。

実際に平成10年に大阪府内の調査業者2社が、企業からの依頼に基づき、当該企業の採用に際して応募者の住所地が同和地区にあるかないかの調査・報告を行っていた条例違反事例があり、再発防止に向けた研修と社内体制の確立を柱とする条例に基づく指示が行われたとのことである³⁹。なお、令和2年11月1日時点までに罰則の適用事例はないとのことである⁴⁰。

³⁴ 遵守事項の具体的内容は、「特定の個人又はその親族の現在又は過去の居住地が、同和地区にあるかないかについて調査し、又は報告しないこと」及び「同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと」である（第5条各号）。

³⁵ なお、営業停止命令の処分をしようとするときは聴聞を行うことを知事に義務付けている。（第9条第3項）

³⁶ 営業停止命令違反については3月以下の懲役又は10万円以下の罰金、報告の徴収等に係る違反については3万円以下の罰金、届出違反及び帳簿等の備付け違反については科料に処することとなっている。

³⁷ 「調査又は報告の対象となる土地及びその周辺の地域に同和地区があるかないかについて調査し、又は報告しないこと」及び「同和地区の所在地の一覧表等の提供及び特定の場所又は地域が同和地区にあることの教示をしないこと」である。8第12条第1項各号）

³⁸ なお、事実の公表をしようとするときは当該公表に係る者等から意見の聴取を行うことを知事に義務付けている。（第16条第2項）

³⁹ 大阪府企画調整部人権室「大阪府部落差別調査等規制等条例違反事件に対する経過と課題」（平成12年）

⁴⁰ 大阪府府民文化部人権局人権擁護課に電話確認。

(2) 調査等規制型条例

調査等規制型条例に分類されるのは、「徳島県部落差別事象の発生防止に関する条例」及び「香川県部落差別事象の発生防止に関する条例」である。もともとは、熊本県及び福岡県の条例もこの類型であったが、近年、部落差別解消推進法の制定を受けて改正され内容が拡充されることとなったため、この2条例のみをこの類型としている。

部落差別に係る調査等を規制することを主眼としている点は、特定業種等規制型条例と共通しているが、特定業種等規制型条例が規制対象を特定業種等に絞って、比較的重い規制措置を定めているのに対し、調査等規制型条例では、県民及び事業者一般に対象を広げている一方で、規制の度合いは緩めているのが違いとなっている。

この類型に属する2つの条例の構成はほぼ同一であり、「徳島県部落差別事象の発生防止に関する条例」を例として説明する。

全体としては、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止することを「目的」（第1条）とし、「県の責務」（第2条）、「市町村の責務」（第3条）、「県民及び事業者の責務」（第4条）を定めた上で、知事による「指導及び助言」（第5条）や部落差別に係る調査の対象とされた者等からの「申出」（第6条）、「勧告等」（第6条）の規制措置を規定している。

「県民及び事業者の責務」においては、特定の個人の結婚及び就職に際しての当該特定の個人又はその親族の現在または過去における同和地区⁴¹での居住に係る調査を自ら行ったり、依頼したり、受託したりするなど、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならないことを定めている（第4条第2項）。

主たる規制措置である「勧告等」については、知事は、県内事業者が自ら調査を行い、又は調査を依頼し、若しくは受託したと認めるときは、当該県内事業者に対し、当該調査を中止すべき旨及び結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができることと規定されている（第7条第1項）。また、知事は、その勧告を行うに当たって必要な限度で資料提出等を求めることができることも規定されている（第7条第2項）。そして、知事は、県内事業者が勧告に従わないときや資料提出等の要求を拒否したときは、その旨を公表⁴²ことを規定し（第7条第3項）、一種の制裁的措置としている。制裁的措置を公表

⁴¹ 「歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域」と定義されている。（第1条）

⁴² なお、公表に当たっては、あらかじめ、当該県内事業者に対しその旨を通知し、当該県内事業者等から意見の聴取を行わなければならないこととしている（第7条第4項）。

のみとしている点で、営業停止命令や罰則を規定する特定業種等規制型条例より規制の度合いは緩やかであるといえる。

(3) 部落差別解消推進法準拠型条例

部落差別解消推進法準拠型条例に分類されるのは、「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」及び「奈良県部落差別の解消の推進に関する条例」である。これらは、従来から人権尊重条例は制定していたものの、部落差別の解消に特化した条例は制定していなかった両県において、部落差別解消推進法の制定を受けて、その内容を踏まえて制定されたものである。なお、奈良県の条例は議員提出条例である。

いずれの条例も、部落差別解消推進法を踏まえて、「基本理念」や「責務」規定を設けるとともに、具体的施策として、「相談体制の充実」、「教育及び啓発」、「部落差別の実態調査・把握」が規定されている。なお、部落差別解消推進法と同様、いずれの条例においても「部落差別」の定義は行っていない。

部落差別解消推進法では国のみに義務付けられている「部落差別の実態調査・把握」について、いずれの条例も県独自の实態調査・把握を規定していたり、部落差別解消推進法では単に「地方公共団体は、(……) 部落差別に関する相談に的確に対応するための体制の充実を図るよう努める」(第4条第2項)とされている「相談体制の充実」について、和歌山県の条例は「県は、部落差別に関する相談に的確に応ずるため、相談に応ずる者の資質の向上を図る等必要な施策を講ずるよう努め、相談体制の充実を図るものとする」(第9条第2項)と規定し、内容の具体化や努力義務の義務化を行っているように、両条例は、部落差別解消推進法の規定を地域の実情に応じて拡充するものだといえる。

2つの条例にはそれぞれに特色もあり、「奈良県部落差別の解消の指針に関する条例」は、「基本計画⁴³」(第4条)及び「推進体制の充実」(第8条)という部落差別の解消に関する施策を推進するための仕組みについて規定している。

「和歌山県部落差別の解消の推進に関する条例」は、次のように「部落差別の禁止」を定めるとともに、それに違反して部落差別を行った者に対する説示や勧告等の「部落差別への取組」を規定している。

⁴³ なお、奈良県では人権尊重条例としての「奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例」も制定されているが、同条例には計画・方針の策定規定はない。

(部落差別の禁止)

第3条 何人も、インターネットを通じて、公衆による閲覧、複写その他の利用をすることが可能な情報を提供することにより、部落差別を行ってはならない。

2 何人も、結婚及び就職に際しての身元の調査、並びにその他の行為により部落差別を行ってはならない。

(部落差別への取組)

第7条 県は、市町村との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、第3条の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をするとともに、部落差別を行わないよう促すものとする。

2 県は、前項の規定により必要な説示を行い、促しても、これに従わない場合には、前項の部落差別を行った者に対し、部落差別を行わないよう、勧告するものとする。

3 県は、第1項の規定に関わらず、市町村に対し、第3条の規定に違反して部落差別を行った者に対して必要な説示をし、及び部落差別を行わないよう促すことを、要請することができるものとする。

(4) (2)と(3)のハイブリッド型条例

(2)と(3)のハイブリッド型条例に分類されるのは、「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」及び「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」である。これらの県では、もともと調査等規制型条例が制定されていたが、情報化の進展等に伴う部落差別を取り巻く状況の変化や、部落差別解消推進法の制定を受けて、その内容を踏まえ、それらの既存条例を全部改正したものである。

これらの条例は、まさに調査等規制型条例と部落差別解消推進法準拠型条例の内容を組み合わせた構成となっており、「基本理念」や「責務」規定を定め、部落差別解消推進法に沿った具体的施策として「相談体制の充実」、「教育及び啓発」及び「部落差別の実態に係る調査」を規定した上で、調査等規制型条例と同様の「部落差別に係る調査等の規制措置」について定めている。また、部落差別解消推進法と同様、いずれの条例においても「部落差別」の定義は行っていない。

特色ある規定としては、「熊本県部落差別の解消の推進に関する条例」が、事業者が部落差別に係る調査を自ら行ったり、受託してはならない旨を「責務」規定ではなく、「規制」という見出しで規定している(第9条)ことや、

「福岡県部落差別の解消の推進に関する条例」が、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、必要に応じ、学識経験者等をもって構成する協議会の意見を聴くものと規定している(第7条)ことが挙げられる。

第5 女性・性に関する差別の解消に関する条例

1 男女共同参画推進条例について

(1) 制定状況の概観

男女共同参画社会基本法も踏まえ、男女共同参画や男女平等を推進するため、基本理念や各主体の責務、それらを推進するための施策の基本的事項を定める条例（以下「男女共同参画推進条例」という。）は、女性・性に関する差別の解消に密接に関わるものであり、都道府県及び政令指定都市においては、令和2年11月1日時点で、千葉県を除く46都道府県と20政令指定都市全てで制定されている⁴⁴。

(2) 三重県男女共同参画推進条例

三重県では、全国でも早い段階の平成12年に「三重県男女共同参画推進条例」を制定している。

この条例は次のような構成となっている。

- ・前文
- ・第1章 総則
- ・第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策
- ・第3章 三重県男女共同参画審議会

「前文」では、「三重県では、「人権が尊重される三重をつくる条例」を制定し、不当な差別をなくし、人権が尊重される社会の実現を図ることを明らかにするとともに、男女共同参画を推進するための計画を策定し、様々な取組を行ってきたところであるが、現状においては、男女の性別による差別及び固定的な役割分担意識並びにこれらに基づく制度及び慣行が根強く存在し、男女平等の実現や男女共同参画の推進を妨げる要因となっている」との認識を示した上で、「三重県は、(……)、男女共同参画社会を実現することが重要かつ緊急の課題であると位置づけ、その社会の実現のために、県民、事業者及び市町と協働して、総合的かつ計画的に取り組む」と条例制定の決意を述べている。

「第1章 総則」では、男女共同参画社会を実現するための「基本目標」（第3条）、「県、県民及び事業者の責務」（第4条～第6条）、「県と市町との協働」（第7条）等を規定している。「基本目標」では、「男女が性別による差別的取扱いを受けることなく、個人として能力を発揮する機会を確保」

⁴⁴ なお、男女共同参画条例については、分量が多くなりすぎることから、「三重県男女共同参画推進条例」以外は、別冊資料の条例集には掲載していない。

すること」をその1つとして挙げている（第3条第1号）。「県の責務」として、積極的改善措置⁴⁵を含む男女共同参画の推進に関する施策の総合的な策定・実施が規定されている（第4条第1項）。また、「県民の責務」として、「男女の性別による差別的取扱いを排除するとともに、固定的な役割分担意識に基づく制度及び慣行を改善するよう努めなければならない」ことを規定している（第5条第1項）。

「第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策」では、「基本計画の策定」（第8条）、「積極的改善措置への協力」（第9条）、「財政上の措置」（第10条）、「調査及び研究」（第11条）等が規定されている。三重県男女共同参画推進条例の特徴は、あまり具体的施策を条例に直接規定するのではなく、条例に基づく基本計画に具体的施策の中身を委ねているところにある。基本計画には、「総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱」を定めることとしている（第8条第2項第1号）が、その施策の大綱に定めるべき事項として、次のものを挙げている。

- ① 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な事項
- ② 男女共同参画を推進するための教育、啓発及び広報に関する事項
- ③ 男女共同参画に関する相談及び苦情に対応するために必要な事項
- ④ 性別に基づく暴力及び性的いやがらせ等の防止並びに被害者の救済及び支援のために必要な事項
- ⑤ 家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立して行うことができるようにするために必要な事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関して必要な事項

「第3章 三重県男女共同参画審議会」では、基本計画策定に当たっての意見聴取等のための三重県男女共同参画審議会の設置等について規定している。

⁴⁵ 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。（第2条第2項）

(3) 男女共同参画推進条例における女性・性差別の解消に関する規定

「三重県男女共同参画推進条例」には明確に規定されていないが、他県等の男女共同参画推進条例では規定されている事項で、女性・性差別の解消に関係する規定について、2点紹介する。

① 性別による権利侵害の禁止

多くの男女共同参画推進条例において、罰則は伴わないものの、性別による差別的取扱い等の性別による権利侵害の禁止規定が設けられている。併せて、セクシュアル・ハラスメント⁴⁶の禁止やドメスティック・バイオレンス⁴⁷の禁止も規定している。

例えば、「鳥取県男女共同参画推進条例」では、次のように規定している。

(性別による権利侵害の禁止)

第20条 何人も、いかなる場所においても、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、いかなる場所においても、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、いかなる場所においても、配偶者等に対して身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為を行ってはならない。

⁴⁶ 例えば、「北海道男女平等参画推進条例」では、「他の者に対し、その意に反した性的な言動を行うことにより、当該者の就業等における環境を概して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること」と定義している(第2条第3号)。

⁴⁷ 例えば、「愛媛県男女共同参画推進条例」では、「夫婦間、恋愛関係にある男女間その他親密な関係にある男女間で行われる暴力的行為(身体的な苦痛又は著しい精神的な苦痛を与える行為)」と定義している。(第2条第4号)

差別的取扱いの禁止については、直接的な差別だけでなく、表面上は異なる扱いをしていないが結果として一方の性に差別的な効果をもたらすいわゆる間接差別⁴⁸も含めて禁止⁴⁹している条例もある。例えば、「北海道男女平等参画推進条例」では、次のように規定している。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

2・3 (略)

⁴⁸ この間接差別の説明は、北海道男女平等参画推進条例の前文で記述されているものである。なお、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」・「同施行規則」では、「労働者の募集若しくは採用、昇進又は職種の変更にあたって、転居を伴う転勤に応じることができることを要件とすること」などの間接差別が禁止されている。

⁴⁹ ただし、「間接差別」の禁止を明記しなくても、国会の政府答弁や裁判例に鑑みると、「差別的取扱いの禁止」には直接的な差別も間接的な差別も含まれると考えられる。(山下泰子他『男女共同参画推進条例の作り方』(平成13年、ぎょうせい)74頁・75頁)

② 苦情の処理・救済措置

「三重県男女共同参画推進条例」では基本計画に定める事項としてのみ規定されているが、多くの男女共同参画推進条例では、条例自体に県等の男女協働参画に関する施策等についての苦情の処理や、男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に対する救済措置について規定している。それらについては、①オンブズパーソン型、②委員（会）型、③審議会型、④首長型、⑤相談申出型の5つのタイプに類型化できるとされている⁵⁰。

オンブズパーソン型は、地方自治体が、首長から独立した機関を設置して、当該機関が苦情の処理等の対応を行うものである。例えば、「埼玉県男女共同参画推進条例」では次のように規定されており、本規定に基づき「埼玉県男女共同参画苦情処理委員」が設置されている。

（苦情の処理）

- 第13条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合の事案について、県内に住所を有する者又は在勤若しくは在学する者（次項において「県民等」という。）からの申出を適切かつ迅速に処理するための機関を設置するものとする。
- 2 県民等は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策若しくは男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合、又は男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、前項の機関に申し出ることができる。
- 3 第1項の機関は、前項の規定に基づき苦情がある旨の申出があった場合において、必要に応じて、前項の施策を行う機関に対し、説明を求め、その保有する関係書類その他の記録を閲覧し、又はその写しの提出を求め、必要があると認めるときは、当該機関に是正その他の措置をとるよう勧告等を行うものとする。
- 4 第1項の機関は、第2項の規定に基づき人権を侵害された旨の申出があった場合において、必要に応じて、関係者に対し、その協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、当該関係者に助言、是正の要望等を行うものとする。

⁵⁰ 大西洋世「自治体における男女平等オンブズパーソン制度」『都市問題』第95巻第2号（平成16年）。以下の各類型の説明についても、本文献に主に依拠した。

委員（会）型は、申し出られた事案について、首長が設置した委員又は委員会が対応・調査を行い、首長に答申するものである。申出に関する最終的な決定権者が首長であることが、オンブズパーソン型と異なるとされている⁵¹。例えば、「男女平等参画推進なごや条例」では、次のように規定されている。

（苦情の処理）

第 20 条 市長の附属機関として、名古屋市男女平等参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。

- 2 市民及び事業者は、市が実施する推進施策若しくは平等参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策又は平等参画の推進を阻害する要因による人権侵害に対する苦情がある場合、市長に申し出ることができる。
- 3 市長は、前項の申出があった場合、規則の定めるところにより、苦情処理委員に事案の調査及び処理を命ずるものとする。
- 4 苦情処理委員は、市長に調査結果を報告し、必要があると認めるときは、助言、是正の要望等必要な措置を講ずるよう市長に意見を述べることができる。
- 5 市長は、前項の意見を尊重して、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、調査結果及び意見並びに講じた措置の内容を申出人に通知しなければならない。
- 6 前各項に定めるもののほか、苦情の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

審議会型は、首長に申し出られた事案への対応について、必要に応じて首長が審議会の意見を聴くことができるというものである。例えば、「福井県男女共同参画推進条例」では、次のように規定されている。

（相談および苦情の処理）

第 21 条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する行為について、県民等から相談があったときは、関係機関と連携して適切な処理に努めるものとする。

- 2 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策または男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、県民等から苦情、意見その他の申出があったときは、当該申出に対し適切な処理をするよう努めるものとする。
- 3 知事は、前項に規定する申出の処理に当たり特に必要があると認めるときは、福井県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

⁵¹ 前掲注 50 文献

首長型は、首長に申し出ることができ、首長が適切に対応するものである。関係機関と協力して助言や指導を行うとされている場合もある。例えば、「奈良県男女共同参画推進条例」では、次のように規定されている。

(苦情及び相談の処理)

第15条 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置を講じなければならない。

2 県は、関係行政機関と連携を図りつつ協力して、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害する要因による人権侵害に関する相談の処理に努めるものとする。

相談申出型は、行政や私人間の事案について、「苦情の申出」ではなく、首長に「相談」、「申出」又は「相談の申出」ができるというものである。これまでの4つのタイプと最も異なる点は、原則としては、申出者の話を聴くだけで、加害者や関係者に対する調査ができないことであるとされている⁵²。例えば、「沖縄県男女共同参画推進条例」では、次のように規定されている。

(苦情等の相談)

第17条 知事は、男女共同参画の推進に関し、県民又は事業者から、苦情又は申出があった場合は、相談に応じるものとする。

⁵² 前掲注50文献

2 性的指向及び性自認に関する条例について

(1) 制定状況の概観

近年、性的指向及び性自認⁵³に関する差別禁止や理解増進を目的に、都道府県及び政令指定都市においては、東京都（平成30年10月）と大阪府（令和元年10月）が新たな条例を制定するとともに、茨城県（平成31年3月）と岡山市（平成31年4月）が男女共同参画推進条例を改正している。

東京都では、人権尊重条例である「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」において「第2章 多様な性の理解の推進」を設け、「趣旨」（第3条）として、性自認及び性的指向を理由とする不当な差別の解消（以下「差別解消」という。）並びに性自認及び性的指向に関する啓発等の推進を図ることを規定している。そして、「性自認及び性的指向を理由とする不当な差別的取扱いの禁止」（第4条）を規定するとともに、「都の責務」（第5条）として、差別解消や性自認及び性的指向に関する啓発等の推進を図るための基本計画策定について規定している。また、「都民の責務」（第6条）及び「事業者の責務」（第7条）も規定している。

大阪府の「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」は、「前文」において「性的指向や性自認を理由とした差別は決して許されない」としつつ、「いまだに性的指向及び性自認の多様性に関する無理解を背景に誤解や偏見、差別が生じている」という認識の下、本則で「性的指向及び性自認を理由とする差別の禁止」は規定せず、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に重きをおいた条例の構成となっている。具体的には、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進について「基本理念」（第3条）や「府・府民・事業者の責務」（第4条～第6条）を定めるとともに、「理解の増進に関する施策」（第7条）を規定している。「理解の増進に関する施策」としては、「教育及び啓発」と「相談への的確な対応」を掲げるとともに、「府が実施する事務事業における性的指向及び性自認の多様性への配慮の努力義務」を定めている。

茨城県及び岡山市の男女共同参画条例の改正においては、いずれも性自認及び性的指向が条例に位置付けられ、性自認及び性的指向を理由とする差別的取扱いの禁止が規定されることとなった。

⁵³ 「性的指向」とは「人の恋愛又は性的な関心の対象についての指向」のことであり、「性自認」とは「自己の性別についての認識」のことである。（「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）」のあり方（中間案））

(2) 性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）

三重県では、令和2年11月現在、誰もが参画・活躍できるダイバーシティ社会の実現に向けて、性的指向・性自認についても社会の理解が広がり、性の多様性を認め合うよう、新たな条例である「性の多様性を尊重し、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（仮称）」について、令和2年度内の制定をめざし、検討を進めている。この条例では、性的指向及び性自認が尊重される社会の推進に関する基本理念を定め、県、市町、県民、事業者及び教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることが予定されている。

「条例のあり方（中間案）」（参考資料 11参照）では、「基本理念」として、「施策のあり方」と「共通認識」を定めることとしている。「施策のあり方」としては、「性の多様性に関する施策の推進は、性的指向及び性自認にかかわらず、①人権の尊重がなされ、②社会参画の保障と能力発揮の機会が確保され、③多様な生き方の選択ができるよう、行わなければならない旨がうたわれている」。「共通認識」としては、「性的指向又は性自認を理由に不当な差別的取扱いはしてはいけないこと」、「カミングアウト⁵⁴の強制（及び禁止）やアウティング⁵⁵はしてはいけないこと」が、社会の共通認識となり、「差別等の未然防止につながるよう、訓示的な規範として明示」されている。

また、「条例のあり方（中間案）」では、性の多様性に関する施策についての基本計画策定⁵⁶について規定するとともに、基本的施策として、「啓発及び広報」、「教育の推進」、「相談対応等」、「社会生活及び社会参加における対応」⁵⁷、「事業者等への支援」を規定することとしている。

⁵⁴ 本人自身が、自発的に他者に知られていない自らのことを表明すること。

⁵⁵ カミングアウトの内容を本人の同意なく、他の人に伝えること。

⁵⁶ 具体的には、次期男女共同参画基本計画及び実施計画に取組を位置付けることが想定されている。

⁵⁷ 具体的には、「性的指向又は性自認を理由とした社会生活及び社会参加における困難の解消を図るため、関係機関等と連携し、安心して学び、働くことができる環境づくりについて、合理的な配慮に努める」という内容となっている。

3 性暴力・性被害の解消に関する条例について

都道府県及び政令指定都市における性暴力・性被害の解消に関する条例としては、「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」及び「長野県子どもを性被害から守るための条例」が確認できた。

「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」は、性犯罪をはじめとする性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るとともに、性暴力の被害者を支援するため、性暴力の根絶及び被害者の支援に関し、基本理念及び基本方針を定め、県、県民、事業者及び市町村の責務を明確化し、性暴力の根絶及び被害者の支援に関する基本的な施策を定めることにより、県民が安心して暮らせる地域社会を形成することを目的に、平成31年、議員提出条例として制定された。

「福岡県における性暴力を根絶し、性被害から県民等を守るための条例」のポイントは次のとおりである⁵⁸。

- ・ 法令及び条例では初めて「性暴力」を定義⁵⁹（第2条第2項第4号）
- ・ 学校における性暴力根絶及び性暴力の被害者の支援に関する総合的な教育の実施（第11条）
- ・ 性暴力の被害者の支援に関する総合的な窓口の設置（第14条）
- ・ 子ども（18歳未満）への強制的性交等、強制わいせつなどの性犯罪で服役した元受刑者が県内に住所を定めた場合、氏名、住所、連絡先等を知事に届けるよう義務付け⁶⁰（刑期満了の日から5年間）（第17条）
- ・ 元受刑者からの申し出又は知事の勧奨により、再犯防止のための指導プログラムや治療を受けることができるよう支援（第18条）
- ・ 再犯防止を含む社会復帰の支援と指導のため、加害者専用相談窓口を設置（第19条）

⁵⁸ 福岡県議会「ふくおか県議会だより」第30号（平成31年3月発行）

⁵⁹ 「性犯罪、配偶者等性暴力、ストーカー行為、セクシュアル・ハラスメントその他特定の者の身体又は精神に対する性的行為で、当該特定の者にとって、その同意がない、対等ではない、又は強要されたものを行うことにより、その者の性的な問題を自ら決定する権利（自己決定権）又はその者の性的な問題に関する身体、自由、精神、名誉等の人格的な利益（性的人格権）を侵害する行為」と定義している。

⁶⁰ 正当な理由がなく届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処せられる。（第22条）

そのほか、「行動規範」として、県民等に対し、①性暴力となる行為、②性暴力の被害者を特定し得る情報の流布を禁止（第9条）するとともに、「性暴力根絶等に関する研修等」（第12条）、「性暴力及び性被害に関する相談等」（第15条）、「性被害事案に関する関係機関等との協議・検討」（第16条）、「性暴力の被害者受診時の医療機関の取組」（第20条）、「性暴力の被害者への避難所の提供」（第21条第3項）なども規定している。

「長野県子どもを性被害から守るための条例」は、18歳未満の子どもの性被害防止に特化した条例であり、平成28年に制定された。この条例が制定された背景には、それまで全国で唯一、青少年との性行為を処罰する条例⁶¹が長野県にはなく、長野県では教育啓発を中心とする県民運動により青少年の健全育成に取り組んできたところであったが、インターネットや携帯電話等の発展・普及などの社会環境の変化により子どもの性被害が急増し、従来の県民運動だけでは子どもを性被害から守ることは困難であると県当局が判断し、罰則付きの子どもに対する威迫等による性行為等の禁止規定を含む条例の制定が求められたことがある⁶²。ただし、条例制定に当たっては、「子どもの性被害等の防止」に特化したものとし、規制だけではなく、性教育を含む教育や被害者支援の施策の実効性を担保するものとなることが意図された⁶³。

規制的なもの以外の条例の具体的内容としては、「基本理念」（第4条）や「県、保護者、学校等、事業者及び県民の責務」（第5条～第9条）が規定されるとともに、性被害の予防、性被害を受けた子どもの支援等に関する基本的施策として、「性被害の予防のための教育の充実」（第10条）、「インターネットの適正な利用の推進」（第11条）、「相談体制の充実等」（第12条）、「県民運動の推進」（第13条）、「性被害を受けた子どもへの支援」（第14条）、「啓発活動」（第15条）などが規定されている。

⁶¹ 三重県を含めほとんどの県では、青少年健全育成条例に類する条例に青少年との淫行禁止という形で規定されている。

⁶² 三枝有「淫行条例と特別刑法―長野県淫行条例を契機として」『法政論叢』53巻2号（平成29年）

⁶³ 長野県「子どもを性被害等から守る専門委員会 報告書」（平成26年）

第6 外国人に対する差別の解消に関する条例

1 制定状況の概観 (参考資料12参照)

外国人に対する差別の解消に関する条例は、令和2年11月1日現在で、都道府県及び政令指定都市においては、大阪府、東京都、神戸市、川崎市及び大阪市で制定されている。このうち、東京都及び川崎市の条例は、人権尊重条例の中で独立した章を設けて、外国人に対する差別の解消に関する規定を置くという構成になっている。神戸市の条例が議員提出条例であるほかは、いずれも知事又は市長提出となっている。

「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」が平成28年1月に制定されているほかは、いずれの条例も、平成28年6月の「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（ヘイトスピーチ解消法）の制定以降に制定されている。

条例の対象は、それぞれの条例によって微妙に異なっており、いわゆる「外国人」よりも範囲が広がっていたり、狭くなっていたりする (参考資料13参照)。

なお、神戸市の条例以外の条例では、いわゆる「ヘイトスピーチ」に当たる内容についての定義を行っている。その場合に、「ヘイトスピーチ解消法」における「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」の定義（同法第2条）を援用している例もあるが、条例でヘイトスピーチを禁止した上で違反に対して制裁や不利益処分を科す（課す）仕組みを採用するのであれば、権利制限を想定していない「ヘイトスピーチ解消法」の定義では限定が不十分であり、そのまま援用することはできず、何が制裁等の対象となるのか、より明確に限定された定義規定を独自に用意する必要があるとの指摘もなされている⁶⁴。

条例の構成や内容は、それぞれの条例で大きく異なるので、2では、各条例の制定経緯、内容等について概説する。

2 各条例の概要

(1) 大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例

「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」は、ヘイトスピーチ解消法施行後も依然として、特定の外国人等を排斥する不当な差別的言動が見受けられ、特にインターネットを利用した悪質な事象が発生しているとの認識の下、その解消に向けた取組を一層進めるために制定されたものであり、ヘイトスピーチを禁止するという府

⁶⁴ 中村英樹「自治体におけるヘイトスピーチ解消に向けた動きについて」『自治体法務研究』No. 61（令和2年）

の姿勢を明確に宣言し、府においては、ヘイトスピーチは許されないものという共通認識を社会に根付かせるための条例が適当という大阪府人権施策推進審議会の答申を踏まえた内容となっている⁶⁵。

本条例において、「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動」、いわゆる「ヘイトスピーチ」の定義（第2条）は、次のように、「ヘイトスピーチ解消法」と「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」の定義を踏まえたものとなっている。特に、不当な差別的言動の対象については、大阪市の条例と同様に、「ヘイトスピーチ解消法」とは異なり、対象を本邦外出身者（外国人）に限定しないものとなっている。

人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団（以下「特定人等」という。）に対する憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおる目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し、又は特定人等を著しく侮蔑するなど、特定人等であることを理由として特定人等を社会から排除することを扇動する不当な差別的言動

本条例では、「人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消は、府民一人ひとりが共に社会の一員として解決すべき課題であるとの認識の下、行われなければならない」という基本理念を定める（第3条）とともに、府、府民及び事業者の責務（第4条～第6条）を規定している。

「不当な差別的言動の禁止」として、「何人も、人種又は民族を理由とする不当な差別的言動をしてはならない」と規定している（第7条）。ただし、罰則や氏名公表等の規制的措置は設けていない。

そして、「不当な差別的言動の解消の推進に関する施策」として、①人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の必要性に対する府民の関心及び理解を深めるための教育及び啓発、②人種又は民族を理由とする差別的言動に関する的確な相談及びそのために必要な取組を掲げている（第8条）。

なお、「適用上の注意」として、「この条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由及び権利を不当に侵害しないように留意しなければならない」ことも規定している（第9条）。

⁶⁵ 大阪府「人権3条例の改正及び制定について」（令和元年）

(2) 東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す
条例

「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す
条例」では、「ヘイトスピーチ解消法」の「地方公共団体の責務」規定（同
法第4条第2項）に基づき、都の実情に応じた施策を講ずることにより、「ヘ
イトスピーチ解消法」に規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」
⁶⁶（同法第2条）、すなわち「ヘイトスピーチ」の解消を図ることを「趣旨」
（第3条）として、「第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解
消に向けた取組の推進」を設けている。

同章では、次の事項を定めている。

- ① 啓発等の推進（第10条）
- ② 公の施設の利用制限（第11条）：公の施設の利用制限について基準
を定めることを規定
- ③ 拡散防止措置及び公表（第12条）
- ④ ③の前提としての審査会の意見聴取（第13条）
- ⑤ ④の審査会の設置等（第14条～第17条）
- ⑥ 表現の自由等への配慮（第18条）

「拡散防止措置及び公表」は、都民等の申出又は職権により行われ、知事
が、都の区域内で行われた表現活動や、都の区域外で行われた表現活動で都
民等に関するもの等が不当な差別的言動に該当すると認めるときは、事案
の内容に即して当該表現活動に係る表現の内容の拡散を防止するために必
要な措置を講ずるとともに、当該表現活動の概要等を公表するというもの
である。

(3) 神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関
する条例

「神戸市外国人に対する不当な差別の解消と多文化共生社会の実現に関
する条例」は、外国人に対する不当な差別を解消するとともに、それぞれの
文化を尊重し合い共に生きる多文化共生社会を構築するため、その取組に
ついて、基本的施策を定め、推進することを目的（第1条）に、議員提出条
例として制定された。差別の禁止や罰則、規制的措置については規定せず、
差別の解消と多文化共生社会の構築に向けた具体的施策を列挙的に規定し
ている。

⁶⁶ 本条例では、「不当な差別的言動」と称している（第3条）。

条例の対象となる「外国人」は、「出入国管理及び難民認定法第2条第2号に規定する外国人⁶⁷であって、適法に居住するもの」と定義されており、「ヘイトスピーチ解消法」や他県等の条例の対象とは範囲が異なっていて、本邦外出身の日本国籍取得者等は対象に含まれない。

具体的施策として列挙されているものは、次のとおりである。

- ① 相談体制の整備（第4条）：・外国人に対する不当な差別に関する相談への的確な対応
・必要な相談体制の拡充
- ② 教育の充実等（第5条）：外国人に対する不当な差別を解消するための教育活動の実施等
- ③ 啓発活動等（第6条）：・外国人に対する不当な差別の解消の必要性についての啓発活動の実施等
・多文化共生の基礎となる人権啓発の推進
- ④ 情報提供（第7条）：外国人に対する我が国の社会生活に必要な情報の的確な提供

このほか、財政上の措置（第8条）や、本条例に基づく市の施策の実施状況の議会への報告（第9条）などについても規定している。

(4) 川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例⁶⁸

川崎市は、日本各地や海外から来た人たちも含め、いろいろな人たちが集まり、地域に根付いて、多様な文化が交流する「多文化のまち」として発展してきたが、平成25年5月からJR川崎駅前の繁華街を中心として、本邦外出身者の排斥を訴える内容のデモが行われるようになった。

こうした状況に鑑み、平成28年7月に市長から「川崎市人権施策推進協議会」に対して、「ヘイトスピーチ対策に関すること」につき優先審議を依頼したところ、同年12月に同協議会から市長に対して、「制定すべき条例の検討として、ヘイトスピーチ対策に特化したものではなく、ヘイトスピーチにつながっていく土壌に、直接対処する幅広い条例が必要」であり、その内容については、ヘイトスピーチ対策も含めた多文化共生、人種差別撤廃など

⁶⁷ 日本の国籍を有しない者をいう。

⁶⁸ この項目については、主に 大西哲史「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」『自治体法務研究』No. 61（令和2年）及び 川崎市「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」解釈指針」（令和2年）に依拠した。

の人権全般にかかるものが想定される」との提言がなされた。それを受けて、人権全般を見据えた幅広い条例の制定に向けた検討が行われ、「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」が、令和元年12月に制定された。いわゆるヘイトスピーチ対策に関する条例では、初めて刑事罰を盛り込んだ条例である。

本条例では、「第3章 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進」を中心に、「第4章 雑則」及び「第5章 罰則」において、本邦外出身者に対する不当な差別的言動⁶⁹の解消に向けた取組を推進するための川崎市の実情に応じた施策等の内容を定めている。これは、「ヘイトスピーチ解消法」の「地方公共団体の責務」規定（同法第4条第2項）に基づくものであることが「趣旨」としてうたわれている（第11条）。

本条例では、市内で行われたデモを勘案するとともに、今なお、こうした行為が再現されかねない事象が継続している「地域の事情」があることを踏まえ、こうした行為が市内において、再び繰り返されることは看過できないことから、表現の自由その他の「日本国憲法」の保障する国民の自由と権利に留意し、一定の要件を設け、対象を限定した上で、表現も具体的にして、構成要件の明確化を図り、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止規定を設けている（第12条）。

具体的には、漠然、不明確又は過度に広範な規制は許容されないことを念頭に置きながら、次のように、本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われる「場所」、「手段」及び「類型」を明文化している。

（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の禁止）

第12条 何人も、市の区域内の道路、公園、広場その他の公共の場所において、拡声機（携帯用のものを含む。）を使用し、看板、プラカードその他これらに類する物を掲示し、又はビラ、パンフレットその他これらに類する物を配布することにより、本邦の域外にある国又は地域を特定し、当該国又は地域の出身であることを理由として、次に掲げる本邦外出身者に対する不当な差別的言動を行い、又は行わせてはならない。

- (1) 本邦外出身者（法第2条に規定する本邦外出身者をいう。以下同じ。）をその居住する地域から退去させることを煽動し、又は告知するもの
- (2) 本邦外出身者の生命、身体、自由、名誉又は財産に危害を加えることを煽動し、又は告知するもの
- (3) 本邦外出身者を人以外の者に例えるなど、著しく侮辱するもの

⁶⁹ 本条例における「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」は、ヘイトスピーチ解消法第2条に規定するものと同一である（第2条第2号）。

この禁止規定に違反し、再び同様の行為を行おうとする者に対し、まず「勧告」をし（第13条）、この「勧告」に従わず、再び同様の行為を行おうとする者に対しては、「命令」をし（第14条）、この「命令」に従わなかったときに、命令を受けた者の氏名等を「公表」をする（第15条）とともに、罰則規定として、行政刑罰⁷⁰に関する規定を設け（第23条）、段階を踏んで、慎重に判断する仕組みとしている（参考資料14参照）。

市の判断に当たっては、学識経験者で構成される「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴くこととし（第18条・第19条）、また、行政刑罰を選択することで、一行政機関たる市長の判断だけではなく、検察、裁判所といった司法機関による二重三重の過程を経ることとしている⁷¹（参考資料15参照）。

本条例では、このほか、「公の施設の利用許可等の基準」⁷²（第16条）や、「インターネット表現活動に係る拡散防止措置及び公表」⁷³（第17条）についても規定している。

なお、「表現の自由等への配慮」の規定を設け、日本国憲法の保障する国民の自由と権利、とりわけ表現の自由を不当に侵害しないよう留意しなければならないこととしている（第20条）。

⁷⁰ 50万円以下の罰金に処することとしている。また、一定の場合に法人や個人事業主に対しても罰金刑を科すことを定める両罰規定も設けている（第24条）。

⁷¹ 条例における制裁的措置としては、秩序罰である「過料」が採用されることも多いが、過料は首長が科すこととなる（地方自治法第149条第3号）ため、その前提となる行為の該当性の判断も首長のみで行わざるを得なくなる。

⁷² 公の施設で本邦外出身者に対する不当な差別的言動が行われるおそれがある場合の公の施設の利用許可及び取消の基準等を定めることの根拠となる規定を定めたもの。

⁷³ 市長が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当すると認めるインターネット表現活動について、「川崎市差別防止対策等審査会」の意見を聴いた上で、事案の内容に即して、当該表現の内容の拡散を防止するために必要な措置（プロバイダ等への当該表現内容の削除要請等）を講ずるとともに、当該インターネット表現活動が「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する旨等の「公表」をすることなどを定めたもの。

(5) 大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例⁷⁴

韓国・朝鮮人をはじめ多くの外国人が居住する大阪市では、現実に特定の人種・民族に属する人々を排斥する差別的な言動が行われている現状に鑑み、ヘイトスピーチへの具体的な措置を可能とする条例の策定が求められていた。

このような状況を踏まえ、大阪市として「ヘイトスピーチを許さない」という姿勢を明確にし、ヘイトスピーチに対処するための措置等に関し必要な事項を定めることにより、市民等⁷⁵の人権を擁護するとともに、ヘイトスピーチの抑止を図ることを目的として（第1条）、平成28年1月に「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」が「ヘイトスピーチ解消法」の制定に先立って制定された。

条例による対処の対象となる「ヘイトスピーチ」については、人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団⁷⁶に対する表現活動で、以下の要件のいずれにも該当するものと定義している。（第2条第1項）

- ①目的性：社会からの排除／権利又は自由の制限／明らかに憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおることのいずれかを目的として行われること
- ②態様：相当程度の侮蔑又は誹謗中傷するもの／脅威を感じさせるもののいずれかに該当すること
- ③不特定性：不特定多数の者が表現の内容を知り得る状態に置くような場所又は方法で行われるものであること

また、拡散防止措置や認識等の公表の対象とするヘイトスピーチについては、市の区域内で行われたものや、市の区域外で行われたもので市民等に関係するもの等に限定している（第5条第1項各号）。

⁷⁴ この項目については、主に 大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権企画課「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」『自治体法務研究』No. 61（令和2年）に依拠した。

⁷⁵ 市民（大阪市の区域内に居住する者又は大阪市の区域内に通勤し若しくは通学する者）又は人種若しくは民族に係る特定の属性を有する市民により構成される団体（第2条第3項・第4項）

⁷⁶ 「ヘイトスピーチ解消法」とは異なり、ヘイトスピーチの対象は、本邦外出身者（外国人）に限定されないものとなっている。

本条例では、「啓発」について規定（第3条）するほか、ヘイトスピーチに該当すると思われる表現活動に関する市民等からの申出等に基づき、市長がヘイトスピーチに該当すると認める場合、表現内容の拡散防止措置⁷⁷をとるとともに、認識等の公表⁷⁸をすることとしている（第5条）。

条例によるヘイトスピーチへの対処が、憲法が保障する表現の自由等への不当な侵害とならないよう、実施される表現活動がヘイトスピーチに該当するかどうかは事前に判断するのではなく、事後に学識経験者等で構成する「大阪市ヘイトスピーチ審査会」の意見を聴いて判断することとしている（第6条）。なお、審査会の運用にも中立性及び公平性の観点が求められることから、審査会委員の積極的な政治活動などを禁じる（第8条第6項）こととしたほか、議会での審議の結果、その人選には議会の同意が必要となった（第8条第2項）。

諮問は、まず、ヘイトスピーチ該当性等について審査会の意見を聴き（第1諮問）、これらが認められる場合においてのみ、改めて、大阪市がその表現活動に対して行うべき拡散防止措置と認識等の公表について、事前に意見を聴く（第2諮問）こととしている。

なお、「適用上の注意」として、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないよう留意しなければならないことも規定されている（第11条）。

令和元年度までの取扱件数は、次の表⁷⁹のとおりであり、合計8件について、ヘイトスピーチとして認定・公表するとともに、拡散防止の措置を行っている。

	平成 28 年度 (7月以降)	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
過年度繰越件数	—	26	24	30
新規取扱件数	27	7	9	11
取扱終了件数 (うちヘイトスピーチ 件数)	1 (0)	9 (4)	3 (2)	2 (2)
期末残件数	26	24	30	37

⁷⁷ 例えば、施設管理者への看板撤去依頼やプロバイダへのインターネット上の動画の削除依頼など。

⁷⁸ ヘイトスピーチに該当するとの認識や表現活動の内容の概要、その拡散を防止するためにとった措置、ヘイトスピーチを行ったものの氏名又は名称の公表。

⁷⁹ 前掲注 74 文献

現状では、申出から認定・公表に至るまでに相当程度の時間を要しているとのことなので、今後、審査会による口頭意見聴取の際の委員指名方式（第9条第5項第2号）の活用を図る等、審議の迅速化に取り組むことが今後の課題として挙げられている。

なお、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」については、表現の自由を定めた日本国憲法第21条第1項等に違反し無効であるとして、大阪市ヘイトスピーチ審査会の委員の報酬等の支出額相当分について市長に対して支払いを求める住民訴訟が提起されていたが、令和2年1月17日に大阪地方裁判所は、本条例は合憲であるとして、原告側の請求を棄却する判決を行った。この判決では、氏名公表などで表現活動が一定程度抑止されるとして、本条例は表現の自由を制限する側面を持つと指摘しつつ、規制を必要とする程度は高く、条例による規制の目的は合理的であり正当なものであり、また、条例に基づく拡散防止措置は表現活動の後に行われ、審査会への諮問が予定されていることなどから、公共の福祉による合理的で必要やむを得ない程度の制限にとどまると判断されている。

第7 その他の差別の解消に関する条例

1 障がいを理由とする差別の解消に関する条例

障がいを理由とする差別の解消に関する条例は、都道府県及び政令指定都市においては、令和2年5月末時点で、少なくとも三重県を含む35都道府県及び8市で制定されている⁸⁰。

三重県では、平成30年6月に「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」を議員提出条例として制定している（同条例の概要については、参考資料16参照）。同条例では、障がいを理由とする差別の解消の推進と障がい者の自立及び社会参加の支援等について規定している。

「障がいを理由とする差別を解消するための措置」（第2章）では、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の規定を基本として、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別の禁止を規定している⁸¹（第10条・第11条）。また、「県等の職員対応要領の作成の義務化」（第12条）、「不当な差別的取扱い等の事例の具体化」（第13条）等も規定している。

「障がいを理由とする差別を解消するための体制の整備」（第3章）では、障がいを理由とする差別に関する相談体制・紛争解決を図る体制の具体化を行っている（条例における相談体制・紛争解決を図る体制等のイメージについては、参考資料17参照）。相談体制としては、県が差別事案⁸²に関する相談に応じなければならないこと等を定める（第16条）とともに、県における相談員の設置について規定している（第17条）。紛争の解決を図るための体制としては、相談を経ても差別事案の解決が期待できない場合の知事による助言及びあっせん（第18条・第19条）とその状況の公表（第23条）並びに勧告⁸³（第21条）の仕組みが設けられている。また、知事の助言及びあっせんに当たっては、必要に応じて第三者機関である「三重県障がい者差別解消調整委員会」（第24条）に諮問することとなっている⁸⁴（第19条第3項）。なお、令和2年11月1日現在、知事の助言及びあっせん並びに勧告の実績はない⁸⁵。

⁸⁰ 一般財団法人地方自治研究機構ウェブサイト

⁸¹ それぞれ、「不当な差別的取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去の実施についての合理的な配慮」について規定しており、行政機関等はいずれも法的義務となっているが、事業者については、前者は法的義務だが、後者は努力義務となっている。

⁸² 「第10条及び第11条に規定する障がいを理由とする差別」のことである。したがって、対象となるのは、行政機関等及び事業者による差別事案のみとなる。

⁸³ 勧告をする場合には、勧告の対象となる者等から意見の聴取を行わなければならないこととしている（第22条）。

⁸⁴ 差別事案の当事者が県又は地方独立行政法人の場合は、義務的に諮問することとされている（第19条第4項）。

⁸⁵ 障がい福祉課に確認。

2 子どもに対する差別の解消に関する条例

子どもに対する差別の解消を含め、子どもの権利の尊重を目的とする条例が、三重県を含むいくつかの地方自治体で制定されている。三重県は、「三重県子ども条例」を平成23年に制定している。

「三重県子ども条例」は、子どもの権利が尊重される社会の実現に資することを目的としており（第1条）、「前文」で、「子どもは生まれながらに豊かに育つための権利がある」とし、その一要素として「虐待やいじめそしてあらゆる暴力や差別から守られること」を挙げている。

子どもに対する差別の解消に関する規定としては、まず、「施策の基本となる事項」として、「子どもの権利について、子ども自身が知り、及び学ぶ機会並びに県民が学ぶ機会を提供すること」が掲げられている（第11条第1号）。そして、「相談への対応」として、県は、「子どもからの相談に対応する窓口を設置し、国その他の関係機関と連携した適切な対応を行うものとする」ことが規定されている（第12条）。

なお、他県等の子どもの権利の尊重を目的とする条例の中には、「長野県の未来を担う子どもの支援に関する条例」や「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」のように、「第三者的機関による子どもに対する人権侵害の救済措置について規定」しているものもある。

3 犯罪被害者等の支援に関する条例

差別による被害者救済を検討する場合の参考になるものとして、三重県を含むいくつかの地方自治体で、犯罪被害者等⁸⁶に対する支援に関する条例が制定されている。三重県では、「三重県犯罪被害者等支援条例」を平成31年に制定している。

「三重県犯罪被害者等支援条例」では、犯罪被害者等支援に関する基本理念（第3条）や、県をはじめとする各主体の責務（第4条～第7条）を定めるとともに、「推進体制の整備」（第2章）及び「基本的施策」（第3章）を規定している。

「推進体制の整備」としては、以下のとおり規定されている。

- ・ 総合的な支援体制の整備（第8条）
- ・ 推進計画（第9条）
- ・ 支援従事者の育成（第10条）
- ・ 支援従事者に対する支援（第11条）
- ・ 民間支援団体に対する支援（第12条）
- ・ 市町に対する支援等（第13条）
- ・ 財政上の措置（第14条）

「基本的施策」としては、以下のとおり規定されている。

- ・ 相談及び情報の提供（第16条）
- ・ 経済的負担の軽減（第17条）
- ・ 保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第18条）
- ・ 損害賠償請求に関する支援（第18条）
- ・ 安全の確保（第19条）
- ・ 居住の安定（第20条）
- ・ 雇用の安定（第21条）
- ・ 県民の理解の促進（第22条）
- ・ 学校における教育の促進（第23条）
- ・ 個人情報の適切な管理（第24条）

⁸⁶ 「三重県犯罪被害者等支援条例」では、「犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族」と定義されている（第2条第2号）。